

小鹿苑 総合事業通所型 重要事項説明書

1 当苑が提供するサービスについての相談窓口（緊急連絡先）

- ・担当：石上奈美、平原聡
- ・電話：054-284-0021（月曜日～土曜日 8時30分～17時30分）
- ※ご不明な点は何でもおたずね下さい。

2 当苑の概要

（1）名称

- ・名称：社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部静岡県済生会 小鹿苑 総合事業通所型
- ・所在地：静岡市駿河区小鹿一丁目1番24号
- ・介護保険指定事業所番号：2274100094

（2）サービス提供地域

- ・サービス提供地域：静岡市（その他の地域の方でご希望の方はご相談下さい。）

（3）職員体制

- ・管理者：1名、生活相談員：2名以上（介護員と兼務）、看護師：2名以上、
介護員：5名以上、機能訓練指導員2名以上（看護師と兼務）

（4）営業時間

- ・営業日：月曜日～土曜日（12月29日～1月3日除く。祝日は実施。）
- ・営業時間：9時30分～15時45分

（5）設備

- ・設備：日常動作訓練室、食堂、浴室（特殊浴槽有）、リフト付送迎車輛

3 運営の方針

- ・在宅の要支援者及び事業対象者に対し、通所方式で各種のサービスを提供することによって自立の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とします。

4 サービス内容

- （1）送迎：機能にあわせた昇降介助で送迎をします。
- （2）食事：状態にあわせた食事形態で提供します。
- （3）入浴：機能にあわせた入浴介護方法で提供します。
- （4）日常動作訓練：レクリエーション、ゲーム等で楽しく訓練を行います。
- （5）生活相談：健康・介護相談を行います。

5 非常災害対策

- ・別に定められている当苑防災規程により、地震等の災害による被害防止及び軽減に努めます。

6 虐待の防止

- ・当苑は、ご利用者様の人権の擁護及び虐待の防止のため、虐待の発生及び再発を防止するための委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等、必要な措置を講じます。
- ・当苑は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

7 身体拘束等の適正化のための対策

- ・当苑は、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束を行わないこととし、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等、必要な措置を講じます。

8 感染症や災害への対応力強化

- ・当苑は、感染症又は災害が発生した場合において、必要なサービスを継続して提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定並びに研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じます。

9 料金

(1) 基本料金（介護保険適用時のご利用料金）

- ・通所介護相当サービス（通常規模型・6級地・単価10,27円）

区分	単位数（1ヶ月）	総費用（1ヶ月）	ご利用料金 （1割負担の場合・1ヶ月）
要支援1・事業対象者	1,798単位	18,465円	1,847円
要支援2	3,621単位	37,187円	3,719円
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1・事業対象者	88単位	903円	91円
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援2	176単位	1,807円	181円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の1000分の92		
若年性認知症利用者受入加算	240単位	2,464円	247円
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位	1,027円	103円
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位	2,054円	206円

生活機能向上グループ活動加算	100単位	1,027円	103円
栄養アセスメント加算	50単位	513円	52円
栄養改善加算	200単位	2,054円	206円 (月2回まで)
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20単位	205円	21円(6月に1回まで)
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位	51円	6円(6月に1回まで)
口腔機能向上加算Ⅰ	150単位	1,540円	154円
口腔機能向上加算Ⅱ	160単位	1,643円	165円
科学的介護推進体制加算	40単位	410円	41円

※送迎を行わない場合、片道につき47単位を所定単位数より減算いたします。

※加算項目については、加算条件を満たす項目のみ加算させていただきます。

※ご利用の負担割合は、『介護保険負担割合証』に記載されている割合となります。

(2) 社会福祉法人による利用者負担額の軽減制度について

年間収入が単身世帯で150万円以下、等所定の要件を満たしている場合、区役所の高齢介護課へ申請することにより、社会福祉法人から提供される介護保険サービスの利用料・食費・居住費の自己負担を軽減できる制度があります。市との手続きが完了すると、『社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証(黄色)』が届きますので、コピーを各担当または受付へお渡し下さい。

(3) その他の料金(介護保険給付外)

No	項目	利用料	内 容
1	昼食代	730円(1日)	※普通食、加工食ともに同じ金額。
2	おやつ代	100円(1日)	お取り寄せおやつの場合には150円となります。
3	リハビリパンツ代	100円(1個)	※持参ないか、持参終了し、かつ必要な場合。
4	パット	30円(1個)	※持参ないか、持参終了し、かつ必要な場合。
5	滅菌ガーゼ	S 40円(1枚) M 50円(1枚) L 60円(1枚)	※持参ないか、持参終了し、かつ必要な場合。
6	テープ (ガーゼ保護用)	11mm×5m 280円 22mm×5m 360円	※持参ないか、持参終了し、かつ必要な場合。
7	ケアリーブ	S 20円(1枚) M 20円(1枚) L 30円(1枚) ビッグ 60円(1枚) ジャンボ 80円(1枚)	※持参ないか、持参終了し、かつ必要な場合。
8	サージnPadd	S 40円(1枚) M 50円(1枚) L 80円(1枚)	※持参ないか、持参終了し、かつ必要な場合。

9	オブサイトフィルム	5 cm幅×10cm 30 円 10 cm幅×10cm 55 円	※持参ないか、持参終了し、かつ必要な場合。
10	その他 (クラブ活動等)	実費	手芸、折り紙、書道等のクラブ活動材料費等 ※希望する場合のみ
11	その他 (イベント費等)	50 円	お取り寄せおやつ、流しそうめん等のイベント等
12	その他	実費	メンソレータム AD 等の塗り薬 ※希望する場合のみ
13	移動売店	実費	済生会病院内売店が毎月小鹿苑にて実施
14	理髪代	実費	カット 2,750 円 (税込) ～ ※希望する場合のみ (訪問理美容業者が実施)
15	自費介護サービス	8,800 円 (1 日)	別途 昼食代、おやつ代

・特別な日用品にかかる諸費用

※ご利用者様の日常生活品において、ご利用者様が特別に希望される物品又はサービスについては、その実費をいただきます。

・その他：買い物等をされた場合の費用は実費となります。

(4) キャンセル料

・ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用当日の8時30分までにご連絡いただいた場合：無料

②ご利用当日の8時30分までにご連絡がなかった場合：当日の昼食代、おやつ代

(5) お支払い方法

・ご利用者様が当苑にご利用料金を支払う場合の方法については、預金口座振替とし、月毎の精算とします。毎月20日までに前月分の請求をいたします。毎月27日(土日祝日の場合には金融機関翌営業日)のお引き落としとなりますので、前日までにご入金下さい。お手続きはご契約の際にお願いいたします。

10 ご利用方法

(1) サービスの利用開始

・ご担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)を通してご相談下さい。当苑はご利用者様との契約の後、居宅サービス計画に基づき通所介護計画を作成しサービスの提供を開始します。居宅サービス計画作成を依頼している場合には、事前にご担当の介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

・サービスを終了する日の14日間前までに文書でお申し出下さい。

②当苑の都合でサービスを終了する場合

・人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合、サービスの終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

- ③自動終了する場合（ただし、電話での連絡は必要）
- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が要介護と認定された場合
 - ・ご利用者様が亡くなられた場合
- ④ご利用者様がサービスを終了することができる場合（ただし、文書での通知が必要）
- ・当苑が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・守秘義務に反した場合
 - ・ご利用者様やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・当苑が破産した場合
- ⑤当苑がサービスを終了させていただく場合（ただし、文書での通知が必要）
- ・ご利用者様が、ご利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、支払うよう再三催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合
 - ・ご利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
 - ・ご利用者様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスがご利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ・ご利用者様やご家族等が当苑や当苑のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

1.1 緊急時の対処方法

- ・サービス提供中にご利用者様の様態に変化等があった場合は、必要な措置を講じ、ご家族（必要時は主治医）へ連絡いたします。

ご利用者様の連絡先	電話	
-----------	----	--

緊急連絡先（主）		緊急連絡先（副）	
氏名		氏名	
住所		住所	
電話		電話	
続柄		続柄	

主治医	
病院名または診療所名	
医師名	
住所	
電話	

1.2 小鹿苑の概要

- ・法人名：社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部静岡県済生会
- ・代表者：支部長 石山 純三
- ・施設名：小鹿苑
- ・施設長：鈴木 雅子
- ・電話：054-284-0021 FAX：054-284-1286
- ・実施事業：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護、通所介護（デイサービス）、通所介護相当サービス、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問介護相当サービス、居宅介護支援（ケアマネジメント）

1.3 苦情窓口

- ・担当：石上 奈美（小鹿苑 総合事業通所型）
- ・電話：054-284-0021（8時30分～17時30分）
 ※その他、当苑以外にも市町村等の苦情窓口に苦情を申し立てることができます。
 苦情をお申し立ての際は、当苑に対する苦情であることをお伝えください。
 （静岡市介護保険課：054-221-1377）
 （静岡県国民健康保険団体連合会：054-253-5590）
- ・第三者委員
- ・氏名：藤森克美（電話：054-247-0411 藤森法律事務所内）
- ・氏名：山梨キイ（電話：054-334-9164 介護ホームふじみの家ここあん内）
- ・氏名：真子義秋（電話：054-275-2252 静岡市里親家庭支援センター内）
- ・氏名：藤田 一敏（電話：054-271-2691 静岡ホーム内）

1.4 サービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	1 あり ② なし
第三者評価を実施した直近の年月日	令和 年 月 日
第三者評価を実施した評価機関の名称	
第三者評価の結果の開示状況	1 あり ② なし

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護相当サービスについての重要事項の説明を受けました。

ご利用者様 住所 _____

氏名 _____

代筆者 氏名 _____ 続柄 _____

身元引受人・後見人等 住所 _____

氏名 _____

連帯保証人 住所 _____

氏名 _____

通所介護相当サービスの提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 所在地 静岡市駿河区小鹿一丁目1番24号
名称 社会福祉法人^{恩賜}_{財団} 済生会支部静岡県済生会
小鹿苑 総合事業通所型
代表者 施設長 鈴木 雅子 印

説明者 氏名 _____